

三木市談合情報対応マニュアル

第1 趣旨

このマニュアルは、三木市が締結する契約に係る入札の適正を期するため、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）への対応について定める。

第2 一般原則

1 情報の確認

談合情報について通報を受けた者は、次により取り扱う。

- (1) 当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先、談合情報の内容を確認する。
- (2) 談合情報の提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。
- (3) 速やかに三木市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等により通報する。なお、新聞等の報道により情報を把握した場合にも通報する。

2 談合情報として報告すべき要件

事務局は、談合情報の通報内容から対象となる入札が特定され、かつ、次のいずれかに該当する情報が含まれる場合は、可能な限り情報提供者への事情聴取を行うとともに、情報内容を談合情報報告書にまとめ、委員会の委員長へ報告する。また、総務部財政課以外で執行される入札に係る談合情報の場合には、入札執行者への連絡もあわせて行う。

- (1) 談合に関与したとされる業者名又は落札予定者とされる業者名が特定されているもの。
- (2) 談合が行われたとされる場所及び方法が特定されているもの。
- (3) その他、談合した者でなければ知り得ないと思われるもの。

3 委員会の招集及び審議

委員長は、談合情報報告書を受けた場合は、委員会を招集する。

委員会は、当該談合情報の信憑性及び「第3 具体的な対応」以下の手続きによることが適切であるか否かについて審議し、必要な手続きを行う。ただし、緊急やむを得ない事情があり、委員会の会議を開催することができない場合は、委員長の決定をもって委員会の審議を経たものとする事ができる。

4 公正取引委員会への通報

委員長は、委員会の審議を踏まえ「第3 具体的な対応」以下の手続きによることとした談合情報については、手続きの各段階において逐次公正取引委員会へ通報する。ただし、状況に応じ、まとめて行うことができるものとする。

第3 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として次に従い対応する。

1 落札決定前に談合情報を把握した場合

(1) 事情聴取

- ① 入札参加者全員から個別に事情聴取する。入札参加者が共同企業体の場合は、必要に応じ、構成員全員から事情聴取する。
事情聴取は委員会の委員、契約担当職員が複数で行い、必要に応じて担当課の職員を同席させる。なお、事情聴取は責任ある回答のできる者から行う。
- ② 事情聴取は、その後の委員会の審議にかかる日程等を考慮し、入札執行前に十分な余裕を持って行うか、又は、必要に応じて入札開始時刻等の繰下げ若しくは入札を延期した上で行う。
- ③ 事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し委員会の委員長へ報告する。
- ④ 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定にあたっては、委員会の審議を経て行う。

(2) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札の執行を中止する。

(三木市契約規則（平成4年規則第9号）第11条適用)

(3) 談合の事実があったと認めるに至らない場合の対応

- ① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認めるに至らない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させる。
- ② 入札執行に当たっては、「入札後、談合の事実が認められた場合には入札を無効とする」旨を宣言し、入札を執行する。
- ③ すべての入札参加者に対し、第1回の入札に際し開札前に工事費内訳書の提出を求め、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員）によりチェックを行う。

ただし、工事費内訳書の提示を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書の確認の必要性等を考慮の上、次のいずれかにより対応する。

ア 工事費内訳書の確認を行わずに入札を執行する。

イ 工事費内訳書の提出を要請の上、入札開始時刻の繰り下げ等により入札を執行する。

- ④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を中止する。

(4) 落札者決定にあたっての留意点

落札の決定を行うに先立ち「談合情報に関する一切の資料の写しを公正取引委員会に送付する」旨を入札参加者に説明し、その上で落札者を決定する。

2 落札決定後に談合情報を把握した場合

落札決定後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続による。

(1) 契約（仮契約を含む。）締結以前の場合

- ① 総務部財政課長は、当該談合情報が第2「2 談合情報として報告すべき要件」に定める要件に合致する場合は、契約の締結を留保し、委員会の委員長へ報告する。

契約担当課である総務部財政課以外で執行した入札に係る談合情報の場合は、入札執行者へ連絡し、契約締結の留保を依頼する。

- ② 入札参加者への事情聴取は、「1 落札決定前に談合情報を把握した場合」中の(1)①に定めるところに従って行い、事情聴取の結果については事情聴取書を作成し、委員会の委員長へ報告する。
- ③ 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定にあたっては、委員会の審議を経て行う。
- ④ 談合の事実があったと認めるに至らない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させた上で落札者と契約を締結する。
- ⑤ 明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札を無効とする。

(2) 契約（仮契約を含む。）締結後の場合

- ① 入札参加者への事情聴取は、「1 落札決定前に談合情報を把握した場合」中の(1)①に定めるところに従って行い、事情聴取の結果については事情聴取書を作成し、委員会の委員長へ報告する。
- ② 事情聴取の結果に基づく談合事実の存否の認定に当たっては、委員会の審議を経て行う。
- ③ 談合の事実があったと認めるに至らない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させる。
- ④ 明らかに談合の事実があったと認められる場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断する。

3 その他

(1) 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示にあたっては、入札に際し、積算担当者（当該工事等の積算内容を把握している職員。）が立ち合い、原則として第1回目の入札において開札前に積算担当者が工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないか入念にチェックする。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合には、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。

(2) 公正取引委員会への通報

公正取引委員会への通報は、原則として事務局である総務部財政課長名において行う。

公正取引委員会の窓口

〒540-0008

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館10階

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

TEL 06-6941-2193

(3) 報道機関への対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、総務部財政課長が対応すること。また、談合情報について公正取引委員会へ通報している場合には、その旨を明らかにすること。